

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和4年
9月20日
(火曜日)

目次

○告示

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課).....一

漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(農林水産政策課).....一

道路の区域の変更(道路整備課).....二

道路の供用の開始(道路整備課).....二

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....二

○公告

鳥獣保護区の指定の案の縦覧(自然保護課).....三

家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報(畜産振興課).....三

契約の締結(二件)(水産振興課).....四

公共測量の実施(二件)(監理課).....四

○公安委公告

契約の締結.....五

山口県告示第百八十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和四年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政



居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名 称	所在地	事業の 種類	指定年月日
-----------------------	------------------------	----------------	-----	-----------	-------

社会福祉法人 神原苑	宇部市神原町 一丁目二番二 二号	神原苑東新川 デイホーム	宇部市東新川 町六の一〇	小規模 多機能 型居宅 介護	令和四、 九、 一
---------------	------------------------	-----------------	-----------------	-------------------------	-----------------

山口県告示第百八十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和四年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名 称	所在地	事業の 種類	指定年月日
-----------------------	------------------------	----------------	-----	-----------	-------

社会福祉法人 神原苑	宇部市神原町 一丁目二番二 二号	神原苑東新川 デイホーム	宇部市東新川 町六の一〇	介護予 防小規 模多機 能型居 宅介護	令和四、 九、 一
---------------	------------------------	-----------------	-----------------	---------------------------------	-----------------

山口県告示第百八十二号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和四年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

区	域	区	分
特牛区域		法第百四条第二号に掲げる漁業	

山口県告示第二百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和四年九月二十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和四年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 新南陽津和野線
道路の区域

Table with 3 columns: 区, 間, 旧新別. Rows for 周南市大字川上字上中村一〇〇六二の一地先から and 同市同大字字福ら谷一〇〇六六の一地先まで.

道路の種類 県道
路線名 美東秋芳西寺線
道路の区域

Table with 3 columns: 区, 間, 旧新別. Rows for 美称市美東町真名字白土二二五九の一地先から and 同市美東町真名字真名市二三四四の一地先まで.

道路の種類 県道
路線名 湯ノ口美祢線
道路の区域

山口県告示第二百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和四年九月二十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和四年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

Table with 3 columns: 路線名, 供用開始の区間, 供用開始の期日. Row for 新南陽津和野線.

山口県告示第二百八十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

令和四年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称 本村町七丁目(10)の②地区
二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた区域

市名町名	地番	標柱番号
下関市彦島本村町七丁目	七九三の四 五一七三の二 七八七の一 五一七三の一 七八九 五一七五の三 五一七三の一 七九二の二 七九二の二 七九三の六	一号 二号 三号 四号 五号 六号 七号 八号 九号 十号



(一五六) 鳥獣保護区の指定の案の縦覧

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により、鳥獣保護区を指定したので、同条第四項の規定により、当該指定に係る鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供します。

令和四年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 鳥獣保護区の名称
山口湾鳥獣保護区
- 二 鳥獣保護区の区域
山口市秋穂二島及び阿知須の区域(次の図に示す部分に限る。)並びに同市秋穂二島から阿知須に至る土地の地先公有水面(次の図に示す部分に限る。)(面積 七〇六ヘクタール)
- 三 鳥獣保護区の存続期間
令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針の案

- (一) 鳥獣保護区の区分
集団渡来地
- (二) 指定の目的
当該区域は、クロツラヘラサギをはじめとする多くの鳥類が渡来しており、鳥類の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。
- 五 縦覧の期間
令和四年九月二十日から同年十月三日まで
- 六 縦覧の場所
山口県山口農林水産事務所
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県山口農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

(一五七) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

令和四年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明書番号	名	前	品 種	生年月日	産 地	検 査 成 績	飼養者の住所及び氏名又は名称
三二一〇四〇 六〇〇三八	HD二〇八		その他	令和三、 二、五	宮 城 県	〃	岩国市錦町宇佐郷 ブライフーズ株式 会社山口A I セン ター
三二一〇四〇 六〇〇四六	HD二二六		〃	〃 二五	〃	〃	〃
三二一〇四〇 六〇〇五六	HD二二六		〃	三、一四	〃	〃	〃
三二一〇四〇 六〇〇五七	HD二二七		〃	〃 一九	〃	〃	〃
三二一〇四〇 六〇〇六一	HD二二二		〃	〃 一〇	〃	〃	〃

(二五八) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和四年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
農林水産部水産振興課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量
漁業取締船せきしようの中間検査業務(機関部) 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和四年七月十三日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
富永物産株式会社 東京都中央区日本橋本町三丁目六番二号
- 六 落札金額
千八百三十七万円
- 七 入札公告日
令和四年六月三日
- 八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

最低価格

(二五九) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和四年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

農林水産部水産振興課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量
漁業取締船せきしようの中間検査業務(船体部) 一式

三 契約の相手方を決定した手続
随意契約

四 契約の相手方を決定した日
令和四年七月二十六日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
サンセイ株式会社 大阪市淀川区西宮原一丁目六番二号

六 契約金額
三千百五十九万二千元

七 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の二第一項第八号に

該当するため

八 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政

(二六〇) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により、山口県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和四年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(航空レーザ測量)

二 作業の地域

山口市及び美祿市

三 作業の期間

令和四年九月七日から令和五年二月二十八日まで

(一六一) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岩国市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和四年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(航空レーザ測量)

二 作業の地域

岩国市

三 作業の期間

令和四年九月二日から令和五年三月二十九日まで



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和四年九月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

運転免許証両面プリントシステム 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和四年八月二日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社DNPアイディシステム 東京都新宿区新宿四丁目三番一七号

六 落札金額

二千九百七十万円

七 入札公告日

令和四年六月十四日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格

令和四年九月二十日
発行

発行人

山口県知事